# 京印季報

春号

2019 春季特別企画

官公需対策セミナーより「大きく変わる知的財産権の取り扱い」

～官公需における知的財産権～

京都府印刷工業組合

2019 Vol.646

## 目次


巻頭言／理事長　中西隆太郎 …… 2
春季特別企画　官公需対策セミナーより「大きく変わる知的財産権の取り扱い」
～官公需における知的財産権～ …… 4
平成31年新年互礼会開催 …… 12
平成30年度近畿地区印刷協議会例会開催 …… 15
企業見学会開催 …… 18
「京都ビジネス交流フェア2019」にブース出展 …… 19
平成30年度親善ボウリング大会開催 …… 20
官公需対策セミナー「大きく変わる知的財産権の取り扱い」開催 …… 22
北部地域懇談会開催 …… 23
京都府印刷企業の賃金実態調査 …… 24
２月・３月定例理事会 …… 27
委員会だより／組織共済委員会 …… 28
支部だより／上支部 …… 29
／東山支部 …… 29
／下支部 …… 30
会合だより／京都府印刷関連団体協議会 …… 31
／京都青年印刷人月曜会 …… 32
／京都印刷協和会 …… 35
関連団体だより／京都府紙器段ボール箱工業組合 …… 37
統計だより／中小企業景況調査・京都府の概況より …… 39
パートナーシップ会員のご紹介 …… 41
組合員ニュース …… 50
ビデオ・DVD貸し出しのご案内 …… 59
書籍のご紹介 …… 60
事務局からのお知らせ …… 61
印刷会館利用状況 …… 61
組合日誌 …… 62
組合員異動 …… 63
パートナーシップ会員異動 …… 63
編集後記 …… 64

### 春号表紙イラストレーション　コンセプト

みんな大好きお花見をポップな感じではなく、ほっこりした感じや、ゆったりした感じで描きました。桜や花などで色づく春のキラキラした感じを表現しました。

京都造形芸術大学こども芸術学科３年次生　阿木　李空

# 巻頭言

京都府印刷工業組合理事長

## 中西隆太郎

新年を迎えて早や４か月が経ちました。昨年の暮れには、製紙メーカー各社より、年明け早々の出荷分から印刷用紙を20％値上するとの通達がありました。どのように対応するべきかと不安を抱えて新年を迎えられた方も多かったのではないでしょうか。

ご承知の通り、これまでも何度も値上の話はございました。全印工連の資料によりますと、2006年９月から10月に８～10％以上、2007年７月に10％以上、2008年５月から６月に15％以上、2011年９月から10月に10％～20％以上、2013年４月から５月に15％～20％以上、同年10月に10％以上、2015年１月から２月に10％、2017年４月に15％～20％、そして今回の20％の値上です。

あまりの多さに我々も「またか」とあきれると同時に、発表当時は「一時的に上がっても在庫調整で下落するのでは」と楽観視しておりました。ところが今回は、昨年末までに既に在庫調整が完了しているとともに、いつも値上に消極的だった企業が積極的に動いておられます。加えて昨年末に経済産業省が発注した印刷物の紙代が20％値上した価格で供給されたとの情報もあり、本腰をいれて対策を講じなければならない状況になりました。

値上は紙だけにとどまりません。既に運送料やタクシー運賃等もかなり上昇しています。昨年皆様にお知らせしましたように、平成30年度の中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成30年９月７日閣議決定）では、「燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況を考慮するよう努めるものとする」と記載されております。これを端緒に印刷代金も上昇すれば良いのですが、我々印刷業界が一番恐れているのは、印刷離れが一層加速するのではないかとの危惧です。業界新聞の記事にも、印刷出荷額は1991年をピークに下がり続けており、歯止めがかかっていない状況であると書かれています。

今回の印刷用紙の値上に対応するため、本部団体の全印工連では、参画する（一社）日本印刷産業連合会傘下10団体の連名により、日本製紙連合会に対して

「印刷用紙の値上への反対声明」を提出いたしました。また、全組合員に対して用紙動向調査を行うとともに、印刷業者の窮状をお客様、並びに官公庁の担当者様にご理解いただくための方策も講じています。

ところで昨年４月発行の京印季報においては、「2021年に組合の創始130年を迎える事になります」と申し上げました。また、記念事業の企画・開催に際して組織の拡充を図るため、10月の定例理事会では、現時点で妥当だと思われる定義のもと組合員資格の運用規程を定めるとともに、資機材業者・販売会社など組合員資格を有さない印刷関連業者にも組合に参画していただける制度として「パートナーシップ会員に関する規程」を定めました。そして役員はじめ組合員の皆様方のご協力のもと、加入促進活動に取り組みましたところ、２月定例理事会では組合員１社・パートナーシップ会員10社、３月定例理事会では組合員２社・パートナーシップ会員５社の加入申込報告があり了承されました。組合員・会員増強にご支援・ご協力賜りました関係各位の皆様に誌面をお借りして御礼申し上げます。

現在、新たに加入される企業、加入をお勧めいただいた企業の双方に特典のある「組合員・パートナーシップ会員加入促進キャンペーン」（５月10日まで）を推進しています。皆様のお近くに、組合へ加入いただける可能性のある会社がありましたら、是非とも加入をお勧めくださいますようお願いいたします。加入申込資料はすでに皆様のお手元に届いているかと存じますが、不足の場合は組合事務局にご請求ください。

組合創始130年の記念事業に向けて、京印工組に一社でも多くの印刷会社、同関連業者の皆様がご参画くださることを心より願っております。これからも組合員の皆様にとって有意義な組合事業が運営できるよう全力で取り組む所存です。関係各位の皆様の更なるご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

# 「大きく変わる知的財産権の取り扱い」
# ～官公需における知的財産権～

講師／白子　欽也　氏　（全印工連官公需対策協議会議長・白光印刷㈱代表取締役）

セミナー会場

京印季報４月春号の特別企画では、去る２月25日(月)午後６時より京都印刷会館２階大ホールにおいて開催された、官公需対策セミナー「大きく変わる知的財産権の取り扱い」～官公需における知的財産権～の講演要旨をご紹介します。

全印工連と全印政連の活動が実り、平成29年度より、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする」という新たな措置が加わりました。

この措置は、印刷会社の大切な財産である著作権等の知的財産権や中間生成物の所有権の適切な取り扱いについて、国が一定の指針を示したものといえますが、発注者である官公庁と受注者である印刷業者が共通理解の上に推進していかなければ実効性を得ないものとなります。

また、官民契約において知的財産権の取り扱いが適正化されれば、やがて一般の商取引にも拡大されることが期待されます。

セミナーでは、基本方針により大きく変わった知的財産権の取り扱い事例を多数紹介していただくとともに、知的財産権の保護に向けて、私達印刷事業者の今後の活動指針について詳しく解説していただきました。是非ご一読ください。

## はじめに

先日は「大きく変わる知的財産権の取り扱い」セミナーに御招聘いただきありがとうございました。さらに、「京印季報」の貴重なページを割いて広報させていただけるとのこと、重ねて御礼申し上げます。

本記事のテーマは、大きく３つのテーマに分かれますが、本論の前になぜ、知的財産権が大きく変わる、ということになったのか、その経緯について述べさせていただきます。

## 「大きく変わる知的財産権の取り扱い」～全印工連と国の動向～

全日本印刷工業組合連合会（以下、全印工連）では、平成27～28年に、全国（47都道府県）の組合員に「官公需問題」に関するアンケートをおこないました。

このアンケートの中で、官公需取引での「著作権の取り扱い」、「印刷用データの取り扱い」を確認したところ、「著作権の取り扱い」について、

> 『当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう）を当該著作物の納入時に○○県に無償で譲渡するものとする。また、著作者人格権を行使しないものとする』

とあらかじめ定められている契約書や、

> 『すべての権利は○○市役所に帰属する』

という一文のみが入っているだけで権利譲渡が行われる形式となっている仕様書等、残念ながら、知的財産権の財産的価値に配慮がみられない事例が多数あることがわかりました。

「印刷用データの取り扱い」についても、印刷用データ等の中間生成物を、印刷物と併せて求められる事例が多く見受けられました。

このアンケート結果を受け、全印工連と全日本印刷産業政治連盟は、官公需取引における知的財産権の適切な取り扱いの順守を国に要望しました。その結果、平成29年７月25日の閣議で決定された**「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」**のなかで「新たに講ずる主な措置」として、

> 「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする」

が加わりました。

> 平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針
> 平成29年7月25日閣議決定
>
> （5）知的財産権の取り扱いの明記
> 国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。
> また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

この措置は、印刷会社の大切な財産である著作権等の知的財産権や中間生成物の所有権の取り扱いについて、国が一定の指針を示したものです。

この閣議決定を受け、経済産業省では、著作権等の知的財産権と印刷用データ等の中間生成物について、譲渡の必要性を検討のうえ、納品が必要な場合は、対象となる著作権や印刷用データ等の中間生成物の具体的な利用目的等を仕様書等の書面に明記し、その財産的価値の算定を可能にするよう啓発しています。

また、全印工連でも、この措置は、発注者である官公庁と受注者である印刷業者が、共通理解のうえに推進していかなければ実効性を得ないものと考え、「大きく変わる知的財産権の取り扱い」パンフレットを作成しました。

私が議長を務める全印工連官公需対策協議会も、各地の代表である幹事が講師となって、平成29年より全国各地で組合員だけでなく官公庁の皆さんも交えたセミナーを開催し、積極的な周知・啓発を続けています。

このように、**「大きく変わる知的財産権の取り扱い」は、国がすべての官公庁に対して提示した知財権についての一定の指針であり、私たち印刷業界としては、業界として官公庁へ要望するとい**

う立ち位置ではなく、この国の指針を各地方自治体に正しく伝えることで国の施策に協力するという立ち位置で活動をしていただきたいと思います。

## テーマ１　「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする」とは？

それでは、「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で新たに講ずる主な措置として加わった、「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする」とは、実際はどういうことなのでしょうか？

「知的財産権の財産的価値について十分に留意」という記述から、国は、官公需取引における知的財産権について３つの具体的扱いを、官公庁向けの啓発チラシで提示しています

著作権の権利範囲を明確化し、財産的価値に留意しましょう！

【官公需における印刷発注の問題】

| 問題 | | 対応 |
| --- | --- | --- |
| 一律の権利譲渡 | 適正化 | 譲渡・利用範囲の検討 |
| 不明確な権利範囲 | 適正化 | 権利範囲の明確化 |
| 権利の無償譲渡・利用 | 適正化 | 財産的価値に配慮 |

納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に、譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その財産的価値に配慮してください。

官公需法に基づく「平成２９年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成２９年７月２５日閣議決定）を改定しました！

「平成２９年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」
（知的財産権の取り扱いの明記）
国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。（※改定により下線部を追記）

問合せ：中小企業庁取引課

全国ではこんな事例があります！

**著作権の二次的活用**



愛媛県今治市の印刷会社では、作成したご当地キャラクターの著作権を印刷会社に残すことで、キャラクター関連商品の販売等、著作物を二次的活用しています。また、公益目的での使用は原則無償とすることで、市のＰＲ等、行政目的で利用することも可能としています。

**受発注者の意見交換や検討委員会の設置**

発注側である契約担当者と受注側である印刷企業とが、著作権の取り扱いについて意見交換を行う機会を設けている自治体が数多くあります。

また、著作権取り扱いの適正な運用を推進することを目的とした検討委員会等を設置している自治体もあります。

**調達に係る契約書フォーマットの公開**

経済産業省では、コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマットに基づき調達手続きを進めることで、著作権の財産的価値に配慮した取り扱いの適正化に努めています。

<コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット（経済産業省ホームページ）>
http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html

問合せ：経済産業省コンテンツ産業課

**【具体的扱い１　無償譲渡･利用を適正化すること】**

仕様書･契約書から「（著作権を含む知的財産権を）無償で譲渡･利用する」旨の記載を削除し、著作権等の知的財産権の財産的価値に配慮した契約内容とするよう発注者に求めています。

**無償は　ダメ**

国は、官公需取引において、著作権を含む知的財産権を無償で譲渡や利用することをしてはいけないということを発注者に求めています。

もし、現状の仕様書や契約書で「無償」の記載があった場合は、発注者に対して「基本方針」に「財産的価値に配慮しなければならない」と書いてありますので、きちんと守ってください、と伝えてください。

【具体的扱い２　知的財産権の利用範囲の特定・明確化】

官公需ではほとんどの場合、利用目的や期間等が仕様書等で明確化されておらず、利用範囲が特定されていません。
仕様書等で、譲渡対称の知的財産権の具体的な利用目的、利用媒体、数量、利用期間等を予め特定することで、受注者が譲渡する知的財産権の算定を可能にし、譲渡した権利の処理に関するトラブルを未然に防ぐよう求めています。

**利用範囲を明確化**

官公需における仕様書や契約書では著作権の譲渡や利用にあたってその権利範囲がほとんどの場合、明確化されていません。明確化されていないために財産的価値の算定がし難いということです。

また、利用範囲を特定することにより、違法な利用を抑制しトラブルを未然に防ぐことにもなります。

ここでいう「利用範囲を特定する」とは、譲渡対象の知的財産権の具体的な利用目的、利用媒体、数量、利用期間等を予め特定することです。

それによって、受注者が譲渡する知的財産権の算定が可能になり、譲渡した権利の処理に関するトラブルを未然に防ぐことが可能になります。

このことも、きちんと守ってください、と伝えてください。

【具体的扱い３　一律の権利譲渡の見直しと二次的活用の促進】

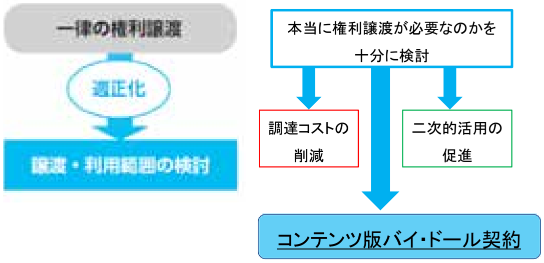


現状の官公需では、著作権の譲渡がなぜ必要なのか、譲渡した後に何に利用するのかもわからずに一律に譲渡が求められていることが多いのが実情です。

先に述べた通り、無償譲渡はダメという方針が示されていますので、譲渡は有償なものであり、譲渡という商行為に公費を使うことになります。

著作権の譲渡がなぜ必要なのか、譲渡した後に何に利用するのかもわからずに一律に譲渡を求めた場合、発注者側にとって権利譲渡はいたずらに調達コストを引き上げるだけのことになりますし、受注者がそのコンテンツを二次的活用しようとすることを阻害することにも繋がります。

ずっとそうだったから、他の案件もそうだから、というような理由で一律の譲渡がおこなわれているのでしたら、見直しをすべきだと伝えてください。

## テーマ２　コンテンツ版バイ・ドール契約

上記の、

**【具体的扱い２　知的財産権の利用範囲の特定・明確化】**

**【具体的扱い３　一律の権利譲渡の見直しと二次的活用の促進】**

の指針に従うと、著作権の譲渡が必要な場合は、発注者側には、具体的な利用目的等を仕様書等の書面に明記し、その財産的価値の算定を可能にする、という作業が必要となります。しかし、現実問題として、その著作権が今後どのように取り扱われるのか、用途・数量・期間・二次使用の有無等を明確にした契約書・仕様書をつくることは非常に困難です。

また、受注者側がその要件を満たすためには、「権利の束」と呼ばれる多くの個別の著作財産権について適切に権利処理することが必要となります。

例えば、ポスターを作る業務で印刷会社がリース写真を使用してクオリティを上げたいと思っても、発注者側が定める契約書に単に「著作権を譲渡する」という要件が付記されると、印刷会社はその写真の著作権を買い上げる必要が発生し、そのために膨大な手間と費用が発生する可能性が高くなります。

さらに、二次使用の有無等が明確なものであっても、官公庁側で予定していた用途と異なる使わ

れ方をされてしまうと権利侵害の問題が発生しますし、逆に、予定用途自体がなくなってしまうケースも多分に考えられ余分な権利譲渡コストが発生するということにもなりかねません。

また、権利譲渡が行われてしまうと、民間でのコンテンツの二次利用の促進が阻害されることになります。

とはいえ、すべての著作権が受注者側にとどまることで公益という面で不都合がおきることも想定されます。そういった考えの元、経済産業省はコンテンツ版バイ・ドール契約という契約制度の推進に言及しています。

経済産業省・中小企業庁は、各省庁・地方自治体に対し出した平成30年度啓発チラシで、コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマットに基づき調達手続きを進めることで、著作権の財産的価値に配慮した取り扱いの適正化に努めるよう啓発を始めました。

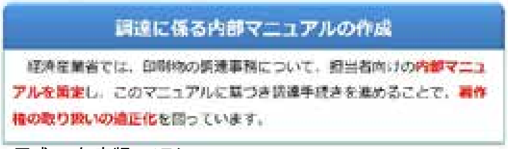
調達に係る内部マニュアルの作成

経済産業省では、印刷物の調達事務について、担当者向けの内部マニュアルを策定し、このマニュアルに基づき調達手続きを進めることで、著作権の取り扱いの適正化を図っています。

平成29年度版　チラシ

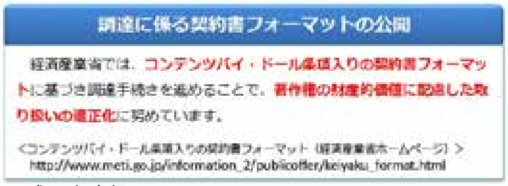
調達に係る契約書フォーマットの公開

経済産業省では、コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマットに基づき調達手続きを進めることで、著作権の財産的価値に配慮した取り扱いの適正化に努めています。

<コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット（経済産業省ホームページ）>
http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html

平成30年度版　チラシ

従来から、官公庁の契約では、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」により、国・地方公共団体が委託等によって制作するコンテンツについて、一定の条件の下でその知的財産権を制作受託等した者に残すことを認めています。

経済産業省・中小企業庁は、印刷物契約におい

**【コラム　フリー素材について】**

著作権を譲渡することを前提とした契約に官公庁がこだわる場合、著作権フリーのものを使うようにしてほしいといわれるケースがあります。

著作権フリーの素材は、改変や商業利用が認められるケースが多いことは確かですが、一般的に、「フリー」とは、著作権フリーの素材の提供者が著作権を放棄しているのではなく、著作権が存在することを前提に著作者が認めた利用条件の範囲内で著作権料を払わなくても自由に利用できるということで、フリーだからその著作権を利用者が他者に譲渡できる、ということではありません。

結局、著作権譲渡付の契約が成立するためには、イラストや写真はすべてオリジナルなものを受注者側が用意する、またリース・レンタルではなく著作権を含めたコンテンツの買取をする、など、大変なコストアップの要因となると言えます。

また、非常に深刻な問題として、「無料(フリー)」のキーワードでインターネット検索したイラストをダウンロードして広報誌などに使用したところ、後から著作権使用料を請求されるケースが全国の自治体などで相次いでいる、という記事が出ていました。(毎日新聞2018年11月５日)無料をうたうサイトから自由にダウンロードはできても、よく見ると、使用範囲は意外と制限されたものが多く、結局自治体側が、その業者から不当な使用にあたるということで請求された多額な費用を負担する、という、ケースがあることも、発注者受注者ともに知っておくべきでしょう。

てもこの制度を進めていくため、啓発チラシに、印刷物用のコンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマットについて記載がなされ、同契約書フォーマットは経済産業省のホームページにアップされています。

それでは、コンテンツバイ・ドール制度、コンテンツバイ・ドール条項入りの契約とは、どんなものなのでしょうか？

**コンテンツバイ・ドール制度は、知的財産権を受託者に残すことによって、受託者の制作へのインセンティブを高め、かつコンテンツの事業活動での二次利用を促進することを促進する制度です。**

そして、この制度の最終的な目的は、民間企業の活性化による国力・地域力の向上といえます。

この制度の目的を達成するため、
・制作のインセンティブを高めること
・コンテンツの事業活動での二次利用を積極的に行っていくこと
が受注者に求められます。

一方で、この制度目的を逸脱しないようにするため、**コンテンツ版バイ・ドール契約は、制作された知的財産に係る権利（知的財産権）は一定の条件の下でのみ受託者に残す**、という契約形態をとっています。

つまり、制度の趣旨にそって・有効、有益にそのコンテンツを使う限りは受注者に権利は残るが、そうでない場合は、発注者側に権利が移動するよ、ということです。

その一定の条件とは、

【1】当該コンテンツに係る知的財産権については、その種類その他の情報を国（官公庁）に報告することを受託者等が約すること。

【2】国（官公庁）が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を国（官公庁）に許諾することを受託者等が約すること。

【3】当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国（官公庁）が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。

の３点です。

具体的には、

１の条件とは、その成果品を作るにあたりどのような著作物を使ったか報告することです。（例　使用写真の著作権者と使用許諾範囲を報告　など）

３の条件は、受注者が長期間その著作権を活用していない場合、特に必要な時は、発注者が第三者に使用許諾を出すことを認めることです。

この２点はなるほど、という腑に落ちる条件ですが、条件２については、すこし説明が必要かと思われます。

条件２では、「公共の利益のために特に必要がある」場合は、受託者に著作権を発注者に無償で使うことを認めなさい、と書かれています。「公共の利益」を発注側が広く解釈するとなんでもOKになってしまいます。かつて、経済産業省の方とお話しした際、この「公共の利益」はどういう場合をいうのでしょうと聞いてみました。「天変地異により受託者が操業不能になり、しかし、公益のため受託者が有する著作権を緊急に使用しなければならない場合」というケースがあるかな？との回答でした。

他の業種で言えば、
○ガス事業に関する発明であって、その発明を実施すればガス中毒者が著しく少なくなるような場合。
○悪性伝染病が蔓延し、その特効薬の発明を実施することが求められている場合。
などが考えられるようです。（なお、国内で実際にこの条件２が適用された前例はないとのことです。）

私見ですが、条件２の「公共の利益のために特

に必要がある」場合とは、公的事業の場合、知的財産権者の利益を最大限に尊重しつつも、いざというときには私権を制限してでも、公共の利益(国や地方自治体、国民や地方自治体住民の利益)のために発注者に一定の権利を担保する目的で設けられたと思われます。例えば知的財産権の国外流出を防ぐため、などもこのケースに該当するかもしれません。

さて、地方自治体での印刷物受発注で、経済産業省サイトにあるコンテンツ版バイドール契約のテンプレート(非常に膨大な書類になります)をそのまま使うのは発注者・受注者とも、とても労力を必要とすると思われます。また、実は、本当に発注者が必要なのは、成果品のPDFを住民への周知などのためにホームページに掲載したり、庁内の説明資料として活用したい、ということがほとんどのようです。

そこで、コンテンツ版バイドール制度の趣旨にそい、発注者・受注者ともに実効性のある契約内容になる仕様書(案)をここに提示させていただきます。

| 案１<br>　本業務に伴う著作権は、コンテンツバイドール制度を適用し、受注者へ帰属する。ただし、発注者は、ホームページ掲載と内部資料として活用するため成果物のPDFの提出を求めることができる。それ以外の成果物(印刷物)に利用された著作権の譲渡及び二次利用については、別途協議することとする。 |
|---|

| 案２<br>　本業務に伴う著作権は、【当該官公庁の名称】の【コンテンツバイドール制度に基づいて定めた取り決めの名称】により、受注者に帰属することとする。ただし、発注者は、ホームページ掲載と内部資料として活用するため成果物のPDFの提出を求めることができる。それ以外の成果物(印刷物)に利用された著作権の譲渡及び二次利用については、別途協議をすることとする。 |
|---|

これらを、発注者・受注者間で協議する際の参考にしていただければと思います。(なお、受注者が成果品に第三者から使用許諾を得たコンテンツを使っている場合、ホームページ掲載には別途の使用許諾が必要となる場合がありますので注意が必要なことを追記しておきます。)

## テーマ３　中間生成物の取り扱い

### 印刷用データ(中間生成物)の財産的価値

| 納品物の電子化データ(印刷会社が原則として所有権を持つ) |
|---|
| 著作権と同様に、譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その財産的価値に配慮 |

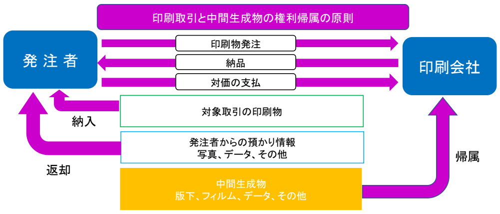


３つ目のテーマは、印刷用データ等の中間生成物の取り扱いについてです。

印刷用データ等の中間生成物も、著作権同様に財産的価値に配慮が必要ということです。

官公需では、中間生成物についてもその財産的価値が認められるということが、経済産業省・中小企業庁作成のパンフレットに明記されました。

**「納品物の電子化データ(所有権)についても、著作権と同様に、譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その財産的価値に配慮してください。」**と記載されています。

従来より、官公需では製品の納品時に印刷用データを無償で求められる例が数多くありますが、これは２つの錯誤と誤解によるものでした。

一つ目は「著作権の譲渡により、印刷用データ等の中間生成物の所有権も発注者側に当然に譲渡される」という錯誤です。

二つ目は「発注者が経費を負担して成果品・印刷物を作成するのだから、印刷用データ等の中間生成物も発注者に所有権がある」という誤解です。

今回の経済産業省・中小企業庁の指針により、この問題は今後解決していくことと期待しています。

ただし、この問題は実は、発注者だけでなく我々受注者の理解不足から生じた問題でもありまし

た。印刷会社も自分たちの権利・財産を守るために、今後は知的財産権についてよく学んでいかなければいけない時が来ているようです。

## 最後に

ここ数年の知的財産権についての動向や、日本版「コンテンツバイ・ドール契約」制度の登場により、今後、地方自治体でも、案件ごとにどの部分の権利譲渡が必要なのかを十分に検討する必要が生じてくるでしょう。そして、多くの場合、権利譲渡より印刷会社に権利を残すほうが、知的財産権のトラブルの防止・調達コストの削減・著作物の二次的活用の促進・開発者のインセンティブ増加というメリットがあると判断するケースが増えてくると思われます。

私たち印刷会社も、知的財産権の価値を十分に理解して今後の企業活動に活かしていくべきだと思います。

最後になりましたが、全印工連官公需対策協議会は、本稿で紹介した官公需印刷契約での知的財産権についての啓発活動の他、ダンピング防止策としての「最低制限価格制度」の導入、適正な印刷予定価格積算の官公庁での実施推進、地域経済活性と雇用維持・拡大に寄与する地元優先発注制度の促進を継続的に実施してまいります。

官公庁と印刷業界がウィンウィンの関係を構築することが国・地域の経済活性化につながるという思いのもと、活動を進めてまいりますので、今後とも、皆様のご理解・ご支援をよろしくお願いいたします。

（文責・編集委員会）

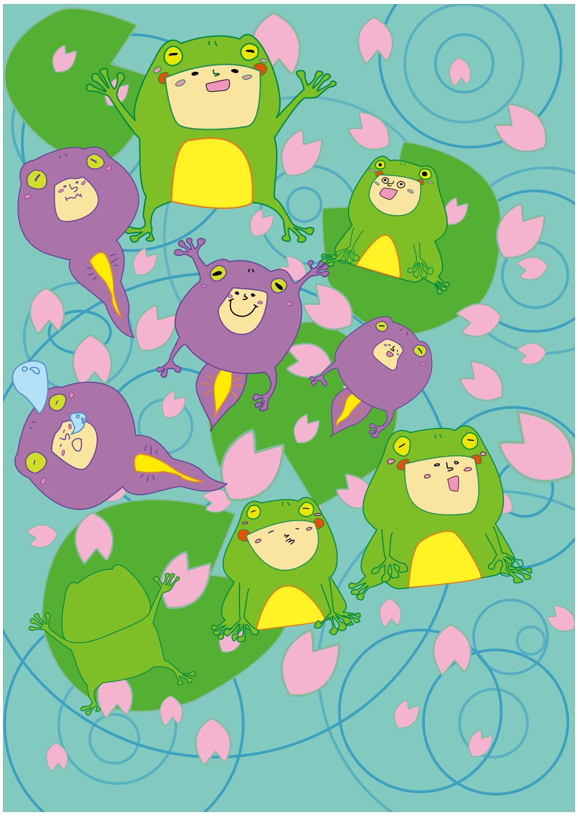

春になって冬眠していたカエルがひょっこり飛び出したり、おたまじゃくしから大人になるまでの成長を春のイメージにむすびつけて描きました。春らしさを出すために桜の花びらをちらして表現してみました。

京都造形芸術大学こども芸術学科３年次生　阿木　李空